



八 監 第 4 4 3 号

令 和 3 年 2 月 1 8 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和元年度監査（健康福祉部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

令和2年2月19日付け八監第452号により提出した令和元年度監査（健康福祉部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

令和元年度監査結果（令和2年2月19日付け八監第452号）

対象機関	区分	所見及び措置内容
福祉総合相談室	要望事項	<p>1 自立相談支援事業の相談窓口について</p> <p>【所見】</p> <p>平成27年4月1日に施行された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする自立相談支援事業を八千代市社会福祉協議会に委託し、同協議会に相談窓口が設置されている。</p> <p>しかしながら、当該事業の相談窓口は、同協議会の他、福祉総合相談室においても設置していることから、相談内容や件数の推移などにより、相談窓口を2か所に設置する必要性を検証した上で、効率的かつ効果的な支援体制となるよう検討されたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業につきましては、八千代市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）が自主事業で行っている資金の貸付を含むものや家計改善支援を受けて自立を図る内容のものは当該事業の受託者である協議会の窓口で、貸付を受けずに住居確保給付金のみの支給など当室単独又は市の他部署との連携による係わりで自立を図る内容のものは当室の窓口で主に対応するなどしています。</p> <p>この体制について改めて検討した結果、市役所の複数の福祉担当課にまたがる相談者も多いため、生活困窮者自立支援制度の窓口を協議会だけにした場合、住居確保給付金や協議会の事業については対応できませんが、その他の福祉相談は市役所の各担当窓口で対応することになりますので、相談者の利便性を考慮し、今後も市役所の福祉各課の相談をまとめて相談できる当室との2か所での対応を維持することといたしました。</p> <p>現在の体制における新規相談受付件数は、平成30年度は協議会271件、当室401件、令和元年度は協議会301件、当室451件と増加する相談に対応しています。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う急激な経済状況の変化による相談者の急増に対し、2か所での窓口対応であったことで、相談が分散され、長時間待たせることなく、対応できているものと考えております。</p>

対象機関	区 分	所見及び措置内容
生活支援課	要望事項	<p>1 生活支援課の時間外勤務について</p> <p>【所見】</p> <p>生活支援課では長時間にわたる時間外勤務が常態化しており、また、他団体の生活保護担当部署と比べても時間外の勤務時間が長くなっている。</p> <p>長時間にわたる時間外勤務は、業務の効率性の低下を招くだけでなく、職員の健康やワーク・ライフ・バランスに悪影響を及ぼすことから、業務の執行体制を見直した上で、時間外勤務の縮減に努められたい。</p> <p>【措置内容】</p> <p>令和2年度からは、次のとおり業務の執行体制及び事務手続を見直し、時間外勤務を縮減しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 査察指導員の増員、面接相談員（会計年度任用職員）の採用による職員数の確保 ・ 各種調査の手順の見直し、会計年度任用職員活用による調査時間の短縮 ・ 課長及び査察指導員と地区担当員（ケースワーカー）間のケース処遇に係る会議時間の短縮 ・ 課長と査察指導員間の処遇決定基準及び決定調書文言の標準化による決裁時間の短縮 <p>また、令和元年度は、心身の不調により複数の課員が休職したことも時間外勤務が長時間にわたる大きな原因となっていたことから、課員の業務進捗状況の把握と心身のケアに努め、職員数の確保による一人当たりの業務量の軽減を図りました。</p> <p>今後も、他団体の生活保護担当部署を参考に、事務手続の標準化、電算システムの活用による業務の効率化に向けた検討を実施するなど、更なる時間外勤務の縮減に努めてまいります。</p>